

日本臨床動作学会認定資格関係規定集

2009年（平成 21 年）10 月 16 日改訂

臨床動作法資格関係諸規則

日本臨床動作学会 資格認定委員会

まえがき

日本臨床動作学会
理事長 成瀬悟策

日本臨床動作学会が平成 5 年 6 月に発足して以来、悩みや心身の不調で困っているひと、スランプに陥っているひと、あるいは、健康な生活を願うひとたちから、臨床動作法による援助・指導を受けたいという希望が多数寄せられるようになりました。そして、最近では、どこで臨床動作法を受けられるかという問い合わせが増え、また、診療に携わる医師からは患者をどこに紹介すればよいかと尋ねられるようになりました。

こうした状況を受けて、本学会は、臨床の現場において臨床動作法を適切に用いることのできる専門家の必要性を検討し、今回、臨床動作法の専門家、すなわち「臨床動作士」の資格認定の事業を始めることにいたしました。

この事業は、1998年10月に千葉厚生年金休暇センターにおいて開催された第 6 回総会において提案され、承認を受けました。そこで、臨床動作士資格認定の作業を 1999 年度よりスタートさせるにあたり、臨床動作士資格認定委員会は「臨床動作士」資格認定の申請のための「手続き」を作成いたしました。

「臨床動作士」の資格認定を希望される方は、この手続きを参照されたうえで、申請されますようお願いいたします。

本学会が、有資格の臨床動作士を社会に送り出すことで、ひとびとの生き方や生活がより豊かで健康になることに広く貢献できることを念願しています。

(初版<平成 11 年>掲載)

臨床動作法資格関係規定集 目次

臨床動作法関係諸規則

I.	臨床動作法資格認定規定	p 1
II.	資格認定委員会規約	p 3
III.	臨床動作法研修機会認定細則	p 5
IV.	認定動作士資格認定要件細則	p 9
V.	臨床動作士資格認定要件細則	p 11
VI.	臨床動作学講師資格認定要件細則	p 13
VII.	臨床動作法資格者研修及び資格更新細則	p 15
VIII.	認定動作士資格申請及び交付手続き細則	p 18
IX.	臨床動作士資格申請及び交付手続き細則	p 20
X.	臨床動作学講師資格申請及び交付手続き細則	p 22
XI.	臨床動作法関連諸資格更新及び交付手続き細則	p 24
(附)	2004年(平成16年)規約改訂詳細	p 26
(附)	2007年(平成19年)規定改正	p 27

臨床動作法資格関係規定集

臨床動作法関係諸規則

I. 臨床動作法資格認定規定

1. 目的

日本臨床動作学会（以下、本学会と記す）は、会則第3条の（4）に基づき、臨床動作学に基づく心理治療・援助の質的向上と臨床動作法実施者の専門性の向上に資するため関連諸資格を設け、各資格の認定を行う。

2. 日本臨床動作学会認定資格 本学会は、本規定の目的に従って以下の資格を設ける。

1) 認定動作士

認定動作士とは、認定動作士資格認定要件細則に示される申請要件を満たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作学の間理解に基づいて、対象者のより豊かで健康な生活に寄与しうる臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識と経験及び技能を有すると認められた者をいう。

2) 臨床動作士

臨床動作士とは、臨床動作士資格認定要件細則に示される申請要件を満たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作学の間理解に基づいて、対象者の健康な生活の回復ないし育成に寄与しうる臨床動作法適用、即ち見立てと運用とをなし得る知識と経験及び技能を有すると認められた者をいう。

3) 臨床動作学講師

臨床動作学講師とは、臨床動作士資格を持つ者で臨床動作学講師認定要件細則に示される申請要件を満たし、本学会の資格認定委員会により、臨床動作法を学ぶ者に対して適切な指導・助言を提供する能力があると認められた者をいう。また本学会が資格取得に関して認定する研修会は、本資格保持者によって指導されるものとする。

3. 資格認定

1) 資格認定委員会の設置

本学会は、臨床動作法資格認定にかかる業務を行うために資格認定委員会（以下、認定委員会と記す）を設置する。

2) 資格認定委員会の運営

認定委員会の構成及び運営は、別に定める資格認定委員会規約による。

3) 認定

(1) 資格認定は、認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。

(2) 認定証発行

理事長は、認定した者に対して当該資格認定証を交付する。

4. 申請の要件資格認定

申請および資格認定に必要な要件は、別に定める各資格認定要件細則による。

5. 申請及び交付とその手続き

資格の認定申請と認定者に対する認定証の交付に関する手続きは、別に定めるそれぞれの資格申請及び交付手続き細則に従って行うものとする。

6. 規定の改定

本規定の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

7. 附則 本規定は 1999 年（平成 11 年）10月29日より実施する。

2000 年（平成 12 年）10 月 14日改訂

2004 年（平成 16 年）10 月 22日改訂

II. 資格認定委員会規約

1. 本規約は、日本臨床動作学会臨床動作法資格認定規定3.の2)に基づいて定めるものである。

2. 目的

資格認定委員会（以下、認定委員会と記す）は、資格認定のための審査及びその他の業務を行う。

3. 委員

認定委員会は若干の委員をもって構成する。

1) 理事の参加

認定委員会は本学会理事2名以上を含んで構成される。

2) 任命

(1) 委員

委員は臨床動作法諸資格を有する者で、理事会が推薦し理事長が任命する。

(2) 委員長

委員長は理事の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。

(3) 任期

委員及び委員長の任期は3年とする。連続した再任は2期（6年）まで妨げない。

4. 業務

本委員会は、本規約の目的を達成するために以下の業務を行う。

1) 認定関係諸規定の審議

円滑かつ実効性ある資格認定作業を進めるため、これに必要な関係諸規定を審議し、その改廃を理事会の承認をもって行う。

2) 臨床動作法諸資格者養成システムの整備

臨床動作法諸資格保持者の資質向上に向けて養成システムの検討を行い、これに必要な処置を講ずる。

3) 研修会の認定

資格申請に要する研修経験に妥当する研修会及び大学等で開講される授業内容を審査し、認定研修会および認定課程にて認定する。認定要件は別途定める。

4) 臨床動作法諸資格の審議

(1) 資格認定申請のあった会員については、これを審査する。

(2) 資格更新申請のあった有資格者については、これを審査する。

(3) 有資格者に疑義の生じた場合は、これを審議し、必要な処置を決定する。

5) 理事会への報告

認定委員会委員長は、資格認定にかかる審議結果を理事会に報告する。

6) 登録

(1) 名簿登録

認定委員会は、認定証が交付された者を臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。

(2) 抹消

認定委員会は、認定を受けた者に不正な行為が認められた場合、その認定を取り消し、登録を抹消しこれを公示する。

「不正な行為」とは、認定作業（申請手続き）における不正と、業務遂行における当該資格保持者として不適切な行為をいう。

(3) 失効

本学会会員でなくなった者、及び資格更新を行わなかった者の本資格は失効する。認定委員会はこれを公示する。

7) その他

認定作業を行う上で委員会が必要と認めるその他の業務を行う。

5. 守秘

資格認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じた守秘義務を負う。

6. 規定の改定

本規約の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

7. 附則 本規定は 1999 年（平成 11 年）10 月 29 日より実施する。

2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂

2003 年（平成 15 年）10 月 18 日改訂

Ⅲ. 臨床動作法研修機会認定細則

1. 目的

本細則は、資格認定委員会 規約4. の3) に基づき、臨床動作法関連諸資格認定に要する研修会について必要な事項を定めるものである。

2. 内容

研修内容には、以下のものが含まれていなくてはならない。

1) 理論

臨床動作学の理論に関する研修を指す。

2) 実習

臨床動作法による動作体験と技法実習を主体とする研修を指す。

3) ケース研究

臨床動作法を実践した事例研究を主体とした研修を指す。

3. 実施者

研修指導に携わる者は原則として本学会が認定した臨床動作学講師（以下、認定講師と略記する）でなければならない。研修会を主催する者には特に制限を設けない。

4. 研修証明書

主催者は、研修終了後担当した認定講師の署名捺印を添えた研修証明書を発行し、当該の研修会で研修会参加者名と各参加者が分野別に取得したポイント数（参加時間）を明記した研修証明書を参加者に対して発行するものとする。

臨床動作法資格認定申請に使用する研修証明書には各分野のポイント数が明記されていなければならないが、他にも提出するなどが必要があるのならば、研修時間数とポイント数を併記することもかまわない。

5. 事後の報告

主催者は、研修終了後、担当した認定講師の署名捺印を添えて、研修証明書を発行した研修会参加者名と各参加者の分野別の正確なポイント数（参加時間）を記載した報告書を認定委員会に提出しなければならない。

6. 形式と認定ポイント

研修会については、以下に示す本学会主催の研修会の他、他団体主催研修会又はスーパービジョンによる認定研修機会、学会などでの研究発表、本学会学術大会への参加、学術論文等著作、大学など教育機関で開講される認定過程がこれに含まれる。

1) 研修会

(1) 本学会主催研修会

その1時間を1ポイントとして認める。

(2) 認定研修会

認定研修会とは、本学会の主権によらない臨床動作法に関する研修会のうち以下のものをいう。

①他学会主催研修会

認定委員会が認定した他学会主催研修会は、原則としてその実時間数を1時間1ポイントとして認める。

②その他機関・団体（研究会）主催研修会

上記以外の研修会及び個人スーパービジョンは、次項、本細則7.「その他機関・団体（研究会）主催研修会の認定基準」に示された要項に合致するものについて、その内容と形式に応じたポイントが与えられる。

2) 学会等での研究発表

本学会大会での諸発表は4ポイントとし、その内容によってケース研究分野または理論分野に充当される。他学会等での発表は、認定委員会が認めるものに限り同等に取り扱う。

3) 本学会学術大会参加

本学会学術大会への参加は、当分の間、各大会ごと4ポイントとする。このポイントは、理論及びケース研究の分野に対して申請者の判断で任意に振り当てることが出来る。

4) 論文、著書

本学会誌での論文発表は8ポイントとする。本学会誌以外で発表された学術論文、著書等の著作は、認定委員会が認めるものに限り同等に取り扱う。

ただし、学会大会等で発表されたものと同一のケースを扱った論文発表の場合は、重複してのポイント算入は認めないものとし、学会発表または論文発表のいずれか一方のみのポイント算定を認める。

5) 認定課程

大学などの教育機関で開講される授業のうち、認定委員会が認める技法中心のカリキュラムのものは、認定課程としてポイントを認める。ただし、上限を16ポイントとする。

7. その他機関・団体（研究会）主催研修会の認定基準

本学会および他学会以外の主権による研修機会のうち、以下の要件を満たすものは認定研修会として認定し、一定の研修ポイントを認める。

1) 計画書の提出

認定研修会を主催しようとする者は、一単位の研修会ごとにあらかじめその研修計画書を添えた申請を行い、認定委員会から承認を受けなければならない。

2) 参加者数

一開催の研修参加者は1名の認定講師につき20名以内とする。ただし、認定動作士または臨床動作士が講師の補助者として参加する場合は、原則として補助者の人数に関係なく認定講師一人につき最大30名までとすることができる。

3) 短期研修会

短期研修会とは、随時企画され開催される会であって、原則として一開催の研修時間が5時間以上の研修会をいう。

(1) ポイントの計算

認定されるポイント数は、研修時間が9時間未満の会については、研修時間数の1/2とし、全時間出席した者にのみポイントが認定される。

研修時間が9時間以上の研修会の場合については、認定されるポイント数はすべて8ポイントとする。この会の場合、出席時間が9時間に満たない参加者については、参加時間数の1/2のポイント(端数り捨て)を認定することができる。

(2) ポイントの配分

理論、技法、ケース研究各分野へのポイントの配分の仕方は以下による。

どの分野についても、実際に行われた研修時間を超えない範囲で、研修1時間を1ポイントとして計算することができるが、各分野のポイントを合計したポイント数が上記によって与えられるポイント数(8ポイントあるいは出席時間数の1/2ポイント)を越えてはならない。

4) 継続研修会

継続研修会とは、月例会形式などあらかじめ立案された全体の研修計画に従って、継続して開催される研修会をいう。機会認定に際しては、原則として固定した参加者に対し一回の研修時間が2時間以上で、年間を通して定例的に8回以上開催されることを条件とする。

(1) ポイントの計算

一開催期間(一年間)に認められる認定ポイント数は上限を16ポイントとする。年間開催回数の内7割以上の参加をした者に対し実質時間に応じてポイントが認められる。

(2) ポイントの配分

理論、技法、ケース研究各分野へのポイントの配分の仕方は以下による。

どの分野についても、実際に行われた研修時間を超えない範囲で、研修1時間を1ポイントとして計算することができるが、各分野のポイントを合計したポイント数が本則に示されたポイント数(16ポイントあるいは16ポイント以下で実質時間に応じて認められるポイント数)を越えてはならない。

5) 個人スーパービジョン

個人スーパービジョンとは、認定講師により個別に行われるものであり、1回につき1時間以上、1年に5回以上継続して行われるものをいう。1時間を1ポイントとして実施時間に応じ分野ごとにポイントが認められる。ただし、年間取得の上限は20ポイントとする。

8. 申請ポイントの期間制限

基本的に資格取得に要する研修会とは本学会が提供するものである。2005年以降、本学会認定の研修会参加のみにより資格申請が可能となる。これにより2005年度以降の資格申請時には、必要とされる研修経験の履修期間を申請年度よりさかのぼる12年間以内とする。

< 暫定措置 >

上記の規定にかかわらず、本学会設立に先立つ臨床動作学研究会発足時（1993年）以降に実施された研修会で、本制度発足以前に認定講師候補者が行った他学会などで「臨床動作法」と明記された研修会は、2004年度まではここで示された研修会に準じてポイントが認められる。

例：平成5年（1993年）度以降の日本心理臨床学会、日本ブリーフサイコセラピー学会、九州臨床心理学会、家族療法学会、心理劇学会等における臨床動作法ワークショップ。

（実時間をポイント換算）

9. 附則 本規定は 1999 年（平成 11 年）10 月 29 日より実施する。

2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

IV. 認定動作士資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定4.に基づいて定めるものである。
2. 申請要件 認定動作士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。
 - 1) 基礎資格
 - (1) 本学会会員であること。
 - (2) 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等と見なされる対人援助の専門職者として5年以上の経験を有する者であること。
 - (3) 対人援助分野での活動に携わっていること。
 - 2) 研修実績
以下に示される研修規程に従った研修経験を持つこと。
 - (1) 研修分野 臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習(技法)、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。
 - (2) 研修経験
研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、かつ合計で100ポイント以上の研修実績を持つこと。
 - ①理論分野
10ポイントを必須とする。
 - ②技法実習分野
50ポイントを必須とする。
 - ③ケース研究分野
10ポイントを必須とする。
 - ④代替措置
代替措置として、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格を有する者は、その資格を30ポイント分の経験として、上述の必須ポイントを除く各分野の研修ポイントに充当することができる。
 - (3) 研修会
申請要件に該当する研修会およびそのポイント数は臨床動作法研修会認定細則に定めるものとする。
 - 3) ケース報告
臨床動作法を適用したケース報告1編を提出しなければならない。なお、このケース報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した臨床動作法を適用した事例報告を当てることができる。
 - 4) 学術大会への参加
資格認定申請をする年度の前、直近5年間に本学会学術大会に2回以上参加していること。なお、この参加は2) 研修実績のポイントとすることができる。

5) 推薦者

認定講師2名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2.の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

委員会によって行われる書類審査・筆記試験及び面接を経て、以下に示される資格取得相当の知識と理論及び技能を持つと認められること。

「臨床動作学の間人理解に基づいて、対象者のより豊かで健康な生活に寄与しうる臨床動作法の適用、即ち見立てと運用を独立してなし得る」

<暫定措置> 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み(学会会則および倫理委員会が定める倫理規程)を遵守すること。申請者は認定に際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件

認定動作士資格の有効期限は5年間とし、これを更新することができる。更新には「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

5. 附則 本規定は 2000 年(平成 12 年)10 月 14 日より実施する。

2004 年(平成 16 年)10 月 22 日改訂

2007 年(平成 19 年)11 月 23 日改訂

V. 臨床動作士資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 4. に基づいて定めるものである。
2. 申請要件 臨床動作士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。
 - 1) 基礎資格
 - (1) 本学会会員であること。
 - (2) 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等と見なされる学識を有する者であること。
 - (3) 対人援助の専門家としての実績を有すること。
 - 2) 研修実績
臨床動作法を実施するにあたって必要な臨床経験を有し、以下に示される研修規程に従った研修経験を持つこと。
 - (1) 研修分野
臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習（技法）、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。
 - (2) 研修経験
研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、かつ合計で150ポイント以上の研修実績を持つこと。
 - ①理論分野
10ポイントを必須とする。
 - ②技法実習分野
本学会主催の研修会における上級コースでの必須研修10ポイントを含む70ポイントを必須とする。
 - ③ケース研究分野
10ポイントを必須とする。
 - ④代替措置
代替措置として、「臨床心理士」または「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格を有する者は、その一つの資格を50ポイント分の経験として、上述の必須ポイントを除く研修ポイントに充当することができる。
両資格を併せ持つ者については、これに加えその資格を20ポイント分の経験として、計70ポイントを、上級コース分を除く技法分野の必須ポイントに充当することができる。
 - (3) 研修会
申請要件に該当する研修会およびそのポイント数は臨床動作法研修機会認定細則に定めるものとする。
- 3) ケース報告
臨床動作法を適用したケース報告1編を提出しなければならない。なお、このケース報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、

学術雑誌等の著作物で発表した臨床動作法を適用した事例報告を当てることができる。

4) 学術大会への参加

資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間に本学会学術大会に 2 回以上参加していること。

なお、この参加は 2) 研修実績のポイントとすることができる。

5) 推薦者

認定講師 2 名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2. の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件委員会によって行われる書類審査、筆記試験及び面接を経て、以下に示される資格取得相当の知識と経験及び技能を持つと認められること。

「臨床動作学の間理解に基づいて対象者の健康な生活の回復ないし育成に寄与しうる臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とを独立してなし得る」
＜暫定措置＞ 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み（学会会則および倫理委員会が定める倫理規程を遵守すること。申請者は認定に際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件

臨床動作士資格の有効期限は 5 年間とし、これを更新することができる。更新には「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

5. 附則 本細則は 1999（平成 11 年）年 10 月 29 日より実施する。

2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

2007 年（平成 19 年）11 月 23 日改定

VI. 臨床動作学講師資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 4.に基づいて定めるものである。

2. 申請要件

臨床動作学講師（以下、認定講師という）の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。

1) 基礎資格

- (1) 本学会会員であること。
- (2) 認定講師の資格認定申請時に、臨床動作士の資格を保持していること。

2) 研修実績

臨床動作法を教育指導するにあたって必要な臨床経験を有し、以下に示される研修規程に従った研修実績を持つこと。なお、この研修実績は、臨床動作士の資格が認定された後に積まれたものでなくてはならない。

(1) 研修分野

臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習（技法）、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。

(2) 研修経験

研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、合計80ポイント以上の研修実績を持つこと。

①理論分野

10ポイントを必須とする。

②技法実習分野

本学会研修会における初級・中級・上級各コースでの指導者研修（認定講師によるスーパービジョン）による計15ポイント、本学会資格者研修会での15ポイントを含んで、50ポイントを必須とする。

本学会研修会における指導者研修については、本人の申し出を受け、認定委員会で審議し受講の可否を決める。

③ケース研究分野

10ポイントを必須とする。

(3) 研修会

申請要件に該当する研修会及びその研修ポイント数は、臨床動作法研修機会認定細則に定めるものとするが、これに加えて大学等教育機関において認定講師が行う授業（認定課程）での研修的指導補助（認定講師によるスーパービジョンを伴う）を含むものとする。

(4) ケース研究報告

臨床動作法を適用したケース研究報告1編を提出しなければならない。このケース研究報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した、臨床動作法を適用した事例報告を当てる

ことができる。なお、この報告は、臨床動作士の資格が認定された後に適用したケースについて書かれたものでなければならない。

3) 推薦者

認定講師 2 名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2. の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

認定委員会によって行われる書類審査、筆記試験及び面接を経て、臨床動作法を学ぶ者に対して適な指導・助言を与えることができる知識と経験及び技能をもつと委員会によって認定されること。

<暫定措置> 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

動作法の運用・指導にあたっては、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み（学会会則および倫理委員会が定める倫理規程）を遵守すること。申請者は認定に際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件

認定講師資格の有効期限は設けない。ただし、臨床動作士の資格を喪失した場合は、同時に認定講師資格も喪失するものとする。

5. 附則 本規定は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

Ⅶ. 臨床動作法資格者研修及び資格更新細則

本細則は、日本臨床動作学会が定める資格認定委員会規約 4. の 2) 「臨床動作法諸資格者養成システムの整備に基づいて、認定動作士・臨床動作士・臨床動作学講師などの臨床動作法関連諸資格を取得した者が、その資格を維持更新するために必要な枠組みを定めるものである。

1. 目的

臨床動作法は発展進化を続けている技法である。このため、臨床動作法関連諸資格を有する者（以下、臨床動作法資格者と略記）は、資格取得後も継続して臨床動作法の発展進化に寄与し、またさらなる資質向上に努める義務を負うものである。本細則は、その最低限の継続した研修の枠組みを示すために設けられる。

2. 継続研修の義務づけ

臨床動作法資格者は、臨床動作法を実践するものとしての資質の維持向上を図るため、資格取得後もその更新時期までに以下の要項に従った研修を継続して積まなければならない。

3. 更新期間

前項の研修義務履行のため、その資格認定を受けた年度より 5 年目の年度末日までに、以下の要項に従った研修を継続して行わなければならない。

4. 資格者研修会への参加

臨床動作法諸資格者は、臨床動作法資格者研修会に少なくとも 3 回以上参加してはならない。ここでいう臨床動作法資格者研修会とは、本学会が主催する、または資格認定委員会が指定する動作法資格者のみを対象として開催される研修会（以下資格者研修会と略す）を指す。これらは必ず実技研修を含むものとする。

1) 代替研修会

前項の定めに関わらず、以下の機会を代替の研修会とすることができる。ただし、これら代替研修会は、資格更新時に求められる研修経験として本来の研修会の 2 回分としての充当を限度とする。

(1) 本学会主催研修会

経験技量により初級とそれ以上のコースに分けて実施される研修会で、中級以上のコースでの研修を受けた場合。

(2) 発表・出版

本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術大会や研究会において、臨床動作法に関する口頭発表や論文発表また著作物の出版を行った場合。ただし、口頭発表については一発表につき 1/2 回分の研修会とみなす。

(3) スーパービジョン

認定講師によるスーパービジョンを年間 6 回以上受けたときに、これを代替研修会とすることができる。

(4) 認定研修会

臨床動作法資格者研修会以外で、臨床動作法研修機会認定細則に定めるもののうち以下の機会での研修経験。

①他機関・団体（研究会）主催研修会

大学等の教育機関で開講される授業（認定課程）も含め、経験技量により初級とそれ以上のコースに分けて実施される継続研修会で、中級以上のコースでの研修を受けた場合は1回の、同様の短期研修を受けた場合は1/2回の研修経験とみなす。またコース分けのない継続研修会は、1/2回分とみなす。

(5) 指導的役割

認定委員会が認める臨床動作法研修会での指導的役割を務めることで資格者研修会参加に代えることができる。

2) 講師研修

認定講師は、学会主催の認定講師を対象とした研修会（以下、講師研修会と略）への参加を資格者研修会として優先することが望ましい。

5. 本学会学術大会への参加

本学会学術大会には2回以上参加することを必須とする。

6. 著作物またはケース報告書の提出

臨床動作士は、資格保有期間内に行った臨床動作法を適用した事例のケース報告1編または公刊された著作物を提出しなければならない。このケース研究報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した、臨床動作法を適用した事例報告を当てることができる。なお、この報告は、臨床動作士の資格が認定された後に適用したケースについて書かれたものでなければならない。認定動作士についてはこれを求めない。

7. 認定講師

以下の研修を受け、また研修会を提供する義務を負う。

1) 基礎資格としての臨床動作士資格

認定講師資格は、臨床動作士資格を持つことがその前提であるので臨床動作士資格更新の要件を満たす研修を積むことが求められる。

2) 研修会提供の義務

認定講師は、少なくとも年間2回以上の研修会を臨床動作士資格者及び資格取得希望者に対して提供する義務を負う。

この研修会は、資格取得希望者の資格取得及び資格保有者の更新に必要な要件を満たすものでなければならない。

個人スーパービジョンは1バイジーにつき実施回数によらず1回の機会提供とみなす。

3) 講師研修会

本学会が主催または指定する臨床動作法講師資格者研修会へ、臨床動作士資格更新の期間内に少なくとも2回以上参加していることを義務とする。ただし、本学会が主催または指定する臨床動作法資格者研修会への参加をもってこれに代替できるものとする。学会主催研修会での講師参加は、1/2回分と換算する。

8. 資格更新手続き

臨床動作法資格者は、資格更新時には少なくとも本細則に示された研修経験を積んでいなければならない。臨床動作法資格者でその資格更新を希望する者は、資格認定委員会が別に定める手続きに従って、その資格を更新しなければならない。

9. 附則 本細則は 2004 年（平成 16 年）10 月 22 日より実施する。

2009 年（平成 21 年）10 月 16 日改訂

VIII. 認定動作士資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「認定動作士」の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。
2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表
認定動作士の資格認定申請及び審査は原則として年 1 回行う。資格認定委員会（以下 認定委員会と呼ぶ）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。
3. 審査申請
認定動作士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。
4. 提出書類
認定動作士の資格認定の審査を希望する者は、別表 1 に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。
5. 登録
認定動作士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、認定動作士認定証の交付を受けるにあたって、通知日より 3 ヶ月以内に、本学会が定める会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式 F-1）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき認定動作士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。
登録料は別に定める。
6. 附則 本細則は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。
2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「認定動作士」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「認定動作士」資格認定申請書（書式A-1）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 認定動作士認定推薦書（書式B-1）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書

認定申請にあたって、以下にあげた研修会に参加して得られたポイントを、認定動作士資格認定要件細則 2.の2) - (2) 研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。

(1) 臨床動作法研修機会認定細則 6.の1) - (2) 認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。

(2) 同上 6.の5) 認定課程によるポイントを申請に用いる場合。

- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則 6.の2) 学会等での研究発表、同 6.の4) 論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース研究報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式(D-2)を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することで替えることができる。

- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則 6.の2) 学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同 6.の3) 大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。

- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則 6.の4) 論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記6) ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

- 9) 資格登録証明書

認定動作士資格認定要件細則 2.申請要件の2) - (2) - ④代替措置によるポイントを研修経験に算入する場合は、「臨床心理士」、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格登録証明書（コピーで可）を提出しなければならない。

IX. 臨床動作士資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「臨床動作士」の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。
2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表
臨床動作士の資格認定申請及び審査は原則として年 1 回行う。資格認定委員会（以下 認定委員会と呼ぶ）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。
3. 審査申請
臨床動作士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。
4. 提出書類
臨床動作士の資格認定の審査を希望する者は、別表 1 に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。
5. 登録
臨床動作士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、臨床動作士認定証の交付を受けるにあたって、通知日より 3 ヶ月以内に、本学会が定める会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式 F-1）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき臨床動作士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。
登録料は別に定める。
6. 附則 本規定は 1999 年（平成 11 年）10 月 29 日より実施する。
2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂
2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7. 別表 1

「臨床動作士」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作士」資格認定申請書（書式A-2）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 臨床動作士認定推薦書（書式B-2）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書

認定申請にあたって、以下にあげた研修会に参加して得られたポイントを、臨床動作士資格認定要件細則 2. の 2) - (2) 研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。

(1) 臨床動作法研修機会認定細則 6. の 1) - (2) 認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。

(2) 同上 6. の 5) 認定課程によるポイントを申請に用いる場合。

- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則 6. の 2) 学会等での研究発表、同 6. の 4) 論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース研究報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式(D-2)を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することで替えることができる。

- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則 6. の 2) 学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同 6. の 3) 大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。

- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則 6. の 4) 論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記 6) ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

- 9) 資格登録証明書

臨床動作士資格認定要件細則 2. 申請要件の 2) - (2) - ④代替措置によるポイントを研修経験に算入する場合は、「臨床心理士」、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格登録証明書（コピーで可）を提出しなければならない。

X. 臨床動作学講師資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「臨床動作学講師」（以下、認定講師という）の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

認定講師の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会（以下、認定委員会という）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

3. 審査申請

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。

審査料は別に定める。

4. 提出書類

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

5. 登録

認定講師の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、臨床動作学講師認定証の交付を受けるにあたって、通知日より3ヶ月以内に、本学会が定め、会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式F-3）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき臨床動作学講師認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。

登録料は別に定める。

6. 附則 本細則は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「臨床動作学講師」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作学講師資格認定申請書（書式A-3）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 臨床動作学講師認定推薦書（書式B-3）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書認定申請にあたって、以下にあげる研修会に参加して得られたポイントを、臨床動作学講師資格認定要件細則2.の2）-（2）研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。
 - （1）臨床動作法研修機会認定細則6.の1）-（2）認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。
 - （2）同上6.の5）認定課程によるポイントを申請に用いる場合。ただし、このポイントは単なる受講によるものではなく研修的指導補助（認定講師によるスーパービジョン）によるものであること。
- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表、同6.の4）論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式（D-2）を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷りを提出することで替えることができる。
- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同6の3）本学会学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合は参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。
- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則6.の4）論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記6）ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

XI. 臨床動作法関連諸資格更新申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「臨床動作学講師」（以下、認定講師という）の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

認定講師の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会（以下、認定委員会という）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

3. 審査申請

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。

審査料は別に定める。

4. 提出書類

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

5. 登録

認定講師の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、臨床動作学講師認定証の交付を受けるにあたって、通知日より3ヶ月以内に、本学会が定め、会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式F-3）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき臨床動作学講師認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。

登録料は別に定める。

6. 附則 本細則は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「臨床動作学講師」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作学講師資格認定申請書（書式A-3）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 臨床動作学講師認定推薦書（書式B-3）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書認定申請にあたって、以下にあげる研修会に参加して得られたポイントを、臨床動作学講師資格認定要件細則2.の2）-（2）研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。
 - （1）臨床動作法研修機会認定細則6.の1）-（2）認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。
 - （2）同上6.の5）認定課程によるポイントを申請に用いる場合。ただし、このポイントは単なる受講によるものではなく研修的指導補助（認定講師によるスーパービジョン）によるものであること。
- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表、同6.の4）論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式（D-2）を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷りを提出することで替えることができる。
- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同6の3）本学会学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合は参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。
- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則6.の4）論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記6）ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

(附) 2004 年 (平成 16 年) 規約改訂詳細

改訂要旨

2004 年 (平成 16 年) 10 月 22 日提出

現在の規定・細則集では、各資格取得の申請時に申請資格に関する記載が諸規約・細則に分散しており、このため資格取得を希望する会員にとって確認が煩瑣なものとなっている。今回の改訂は、これを改善することを主たる目的とするものである。

上述の目的のため、各規定・規約・細則を全体として整合するよう改訂を行った。この結果、「臨床動作法研修機会認定細則」は大幅に改定され、「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」及び「臨床動作法関連諸資格更新及び交付手続き細則」が新設された。

この際、上記に含めて、不要となった暫定規定の削除、文言の誤記、曖昧な表現の是正等を行った。

1. 新設の細則について

諸資格更新時期が来年度に迫ったことを受け、各細則・内規に分散していた条項を集約して「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」及び「臨床動作法関連諸資格更新及び交付手続き細則」が新設された。

2. 臨床動作法資格認定規定 語句の訂正

臨床動作「法」講師との誤記を臨床動作学講師へ。 4. 「認定の要件」：内容に従って「申請の要件」に訂正

3. 資格認定委員会規約

任期：再任に関する規定を「2期まで妨げない」から「連続した2期まで妨げない」に修正。

「任期」に関する暫定措置（委員会発足時に伴う例外規定）を削除。

語句の整備： 4) 臨床動作法諸資格の審議(1)中の「資格申請」を「資格認定申請」に

修正。

4. 臨床動作法研修機会認定細則の新設

各資格認定要件細則及び委員会内規等に分散記載されていた研修会についての定義規定を本細則に集約・明示し整備した。また、以下の3項目を新規に設けた。

4. 研修証明書

5. 事後の報告 上記項目は共に研修会主催者の義務を明示したものである。

8. 申請ポイントの期間制限

5. 各資格認定要件細則 臨床動作法研修機会認定細則の改訂、臨床動作法資格者研修及び資格更新細則の新設に伴い、重複する記載を改訂した。

6. 臨床動作学講師資格認定要件細則

研修実績の項の誤記「実施するを「教育指導する」に訂正。実績の対象期間を「臨床動作士資格認定後」と明示。

平成 15 年 3 月までの時限暫定措置を削除。

(附) 2007 年 (平成 19 年) の規程改定

2007 年(平成 19 年)11 月 23 日提出

認定動作士資格認定要件細則、臨床動作士資格認定細則の申請要件に「資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間に本学会学術大会に 2 回以上参加していること」が加わった。